

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和7年2月12日付け令和7年北海道警察釧路方面本部告示第21号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に関する調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道警察釧路方面本部長 堂 前 康

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア 入札番号1（釧路地区）

自動車ガソリン	J I S 1号	16,400リットル
自動車ガソリン	J I S 2号	75,900リットル
軽油	J I S 各号	3,600リットル

イ 入札番号2（帯広地区）

自動車ガソリン	J I S 1号	43,900リットル
自動車ガソリン	J I S 2号	29,200リットル
軽油	J I S 各号	2,000リットル

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 (1)に同じ
 (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 (4) 納入場所 給油票又は給油カードを提示する場所

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の参加資格を有すること。
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
 (5) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
 (6) 次に掲げる庁舎等ごとに定める範囲内で給油（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能であること。

ア 2の(1)のア

名 称	所 在 地	範囲
北海道警察釧路方面本部庁舎	釧路市黒金町10丁目5番地1	半径5 km
北海道警察釧路方面本部釧路運転免許試験場	釧路市大楽毛北1丁目15番8	半径5 km

イ 2の(1)のイ

名 称	所 在 地	範囲
北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊	帯広市大通北1丁目4番2	半径5 km
北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊 高速道路交通警察隊（音更事務室）	河東郡音更町 字音更西2線7番地3	半径5 km
北海道警察釧路方面本部帯広運転免許試験場	帯広市西19条北2丁目1	半径5 km

- (7) 次に掲げる地域において給油（セルフ給油所における給油にあつては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能であること。

ア 2の(1)のア

厚岸郡厚岸町、川上郡弟子屈町、根室市、標津郡中標津町、中川郡池田町及び本別町、帯広市、上川郡新得町、広尾郡広尾町、札幌市中央区、函館市、旭川市並びに北見市

イ 2の(1)のイ

釧路市、厚岸郡厚岸町、川上郡弟子屈町、根室市、標津郡中標津町、中川郡池田町及び本別町、上川郡新得町、広尾郡広尾町、札幌市中央区、函館市、旭川市並びに北見市

- (8) (6)に掲げる庁舎等のうち、北海道警察釧路方面本部庁舎、北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊及び北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊（音更事務室）においては、指定する範囲内において日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に給油（セルフ給油所における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能であること。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年2月12日（水）から同年3月10日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで

イ 申請の方法 条件付一般競争入札参加資格審査申請書に別紙「提出書類等一覧」に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1
北海道警察釧路方面本部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道警察釧路方面本部会計課

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 釧路市黒金町10丁目5番地1 北海道警察釧路方面本部地下会議室

- (2) 入札日時

ア 2の(1)のア 令和7年3月21日（金） 午後1時30分

イ 2の(1)のイ 令和7年3月21日（金） 午後2時00分

ア及びイについて、送付による場合は、同月19日（水）午後5時00分までに必着とする。

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

7 開札に立ち合う者に関する事項

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち合わなければならない。

- (2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち合わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求められることがある。

- (2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和6年4月12日付け北海道警察釧路方面本部告示第53号

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

なお、1リットル当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）を用いても差し支えない。

- (2) 落札者となるべき価格（単価）をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 再度の入札に付し、落札者がいないときは、次の方法により随意契約を行う。

ア 全ての入札単価が最低である場合

当該最低入札者から見積書を徴する。

イ 全ての入札単価が最低である入札がない場合

入札参加者のうち、入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が少ない順に2位までの者による見積合わせとする。

なお、上記合計額1位の者が2者以上の場合は、1位の者のみを、また、上記合計額1位の者が1者で2位の者が2者以上の場合は、2位までの者全てを参加させる。

この場合、入札の場合と同様にすべての見積価格（単価）が、財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格（単価）の範囲内の価格で、かつ、見積単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低の見積をした者（有効な見積に限る。）を契約の相手方とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。
この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

13 その他

(1) 無効入札

開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。

(4) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道警察釧路方面本部会計課

イ 所在地 郵便番号 085-8511 釧路市黒金町10丁目5番地1

ウ 電話番号 0154-25-0110 内線 2233

- (5) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (6) 入札の取りやめ又は延期
この入札及び契約は、調達手段の停止等が有り得る。
- (7) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (8) 債権譲渡の承諾
契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (9) 給油票又は給油カードについて
給油票又は給油カードにかかる経費は、供給人の負担とする。
ア 給油票を使用する場合の予定枚数
 - (ア) 2の(1)のア 年間約300冊（1冊20組つづり）
 - (イ) 2の(1)のイ 年間約165冊（1冊20組つづり）イ 給油カードを使用する場合の予定枚数
 - (ア) 2の(1)のア 年間約90枚
 - (イ) 2の(1)のイ 年間約30枚
- (10) 契約単価の変更について
契約単価の変更については、契約書別紙「契約単価の変更に関する特約事項」によるので、特約事項の内容を承知した上で申請を行うこと。
- (11) その他
この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。